

その一本誰かに煙たがられて いませんか？

2018年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。
このことで、**望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わっています。**
また、この法律は2020年4月1日より全面施行されており、同法律第27条第1項において、**喫煙禁止場所以外の場所**であっても、喫煙する際の**周囲への配慮義務**が定められています。

配慮が求められる場所(一例です)

人通りの多い場所
(駅のロータリーなど)



集合住宅のベランダ



公園や子どもがいる
近く



病院、学校の周囲



屋外や家庭などで喫煙をするときも、 周囲の状況に配慮をお願いします。

(問合せ先)

福岡県 保健医療介護部 健康増進課
受動喫煙防止対策担当 電話 092-643-3598

改正法のより詳しい
説明はコチラ

改正法について
(厚生労働省HP)

